

1. 客室乗務員等の飲酒基準について

1. 経緯

- ・12月19日(第2回有識者検討会): 操縦士の飲酒基準の中間とりまとめの議論(12/25公表)→1/31基準制定
- ・3月27日(第5回検討会): 客室乗務員、整備士等の飲酒基準の「最終とりまとめ」(4/9公表)
→パブコメ等の手続を終え、7月5日に客室乗務員等の飲酒基準を制定)

2. 対象者

- ・アルコールは微量でも注意力の低下や業務の正確性に影響。その度合いは体調や体質により異なる。
- ・運送事業者であって航空機の運航に直接関与する者のうち「瞬時に正確な判断・行動」が求められ、かつ、その者の「単独の判断・行動」により安全運航に影響を与える場合は厳格な飲酒基準を適用。以下、対象者。

操縦士

(役割)

航空機の操縦を担い、機長は運航を統率し、緊急時にはその克服のため緊急回避操作や乗務員の指揮統括などその安全に関し責任を負う。

1/31に措置

運航前整備

(役割)

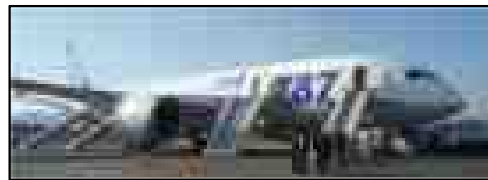
運航前に機体の外部点検、機内点検を行い不具合がある場合は修理等を実施(メーカーマニュアル等で義務づけ)。



客室乗務員

(役割)

機内火災の消火、緊急時の避難誘導など客室安全の確保に係る業務(保安要員)



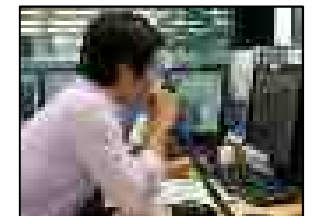
H25.1.16機内から煙が発生し、高松空港に緊急着陸し避難誘導を要した事案

運航管理従事者

(役割)

(対空通信に係る業務を実施)

飛行中の監視及び機上との安全情報(緊急時の使用可能空港情報など)の通信、飛行計画の承認等



今回の基準の対象

2. 客室乗務員等の飲酒基準の概要

	瞬時に正確な判断/行動を単独で実施			
	機上で 機体の操縦や旅客の避難誘導等を実施		地上で 運航前整備や対空通信業務等を実施	
	操縦士	客室乗務員	運航前 整備従事者	運航管理従事者
酒気帯び業務 の禁止	○	○	○	○
ストロー式による アルコール検査※1	前後	前後	前	前
検査結果の記録	○	○	○	○
不正防止策	第三者立ち会い※2	第三者立ち会い※2	第三者立ち会い※2	第三者立ち会い※2
業務前飲酒禁止	8時間前	8時間前	—	—
定期的アルコール教育	○	○	○	○
	1/31に措置		今回の基準	

※1検査に不合格の場合や不正を行った場合は航空局への報告を義務化

※2 なりすましやすり抜け等の不正防止対策として、モニターによる遠隔監視など同等な方法も可能